

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>から</u>第12号<u>まで</u>、又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に掲げる事由とする。</p> <p>三～七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>若しくは</u>第11号、又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に掲げる事由とする。</p> <p>三～七 (略)</p>	
<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第17条</b> 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第11号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限（ただし、第14条第2項に規定する場合にあっては、原償還期限とす</p>	<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第17条</b> 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限（ただし、第14条第2項に規定する場合にあっては、原償還期限とす</p>	

<p>る。以下次号において同じ。)を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第3条第12号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>る。以下次号において同じ。)を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		